

＜資料提供＞令和6年4月11日
健康福祉部少子化対策監室
子ども政策課長 谷野
TEL：076-225-1446（直通）
4180（内線）

「男性の育児休業取得マニュアル」の発行について

県では、県内企業における男性育児休業の一層の取得促進・向上を図るため、男性の育児休業取得推進の意義や育児と仕事の両立に関する制度等を分かりやすくまとめた「男性の育児休業取得マニュアル」を作成しました。

本マニュアルは、企業における男性の育児休業取得向上のキーパーソンとなる経営者や管理職等の方に向け、男性の育児休業の重要性が伝わり、意識改革につながるとともに、行動に移せるような内容としました。

本格的な人口減少時代を迎え労働人口が減っていく中、どの企業も人手不足が見込まれ、これからの時代、人を大切にする企業が選ばれ続け、働き方改革によるワークライフバランスの実現は益々求められます。

これから先も選ばれる会社であるために、各企業において男性の育児休業取得推進について、本マニュアルを参考に取組みを進めていただくことを期待しております。

1 本マニュアルの特徴

- ① 令和4年4月より段階的に施行された改正「育児・介護休業法」についてのポイント解説
- ② 企業が男性の育児休業取得推進に取り組むメリットの紹介や取得を進めるために必要な具体的な取組みを掲載
- ③ 県内企業の取組み事例の紹介

2 本マニュアルの配布等

作成部数：3,000部 ※県内企業、関係団体などへ配布

デジタル版：以下、県HPに掲載中

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/worklifebalance/danseiikukyusyutokumanyuaru.html>



←二次元コードはこちら